

消したはず 決めつけないで もう一度

3月1日～7日の期間、「春の火災予防運動」が展開されます。消防局では、皆さんに防火意識を一層高めてもらい、火災の発生を防止するため、期間中、商業・福祉施設などの立入検査や消防訓練を行います。問合せは消防局予防課(0798・32・7313)またはお近くの消防署へ。



防火フェア



3月3日 エビスタスクエア

器の回収を行います。回収料金は1本840円です。全ての住宅に設置義務

火災警報器

春の火災予防運動に伴い、3月3日(土)の午後1時40分～4時半に阪神西宮駅1階のエビスタスクエアで「防火フェア」を開催します。

住宅火災による死者数が、平成15年から8年連続して1000人を超える極めて深刻な事態となっています。住宅火災は夜間に多く発生しており、就寝中などにより火災に気付くのが遅れてしまうことが住宅火災の死亡原因のひとつとなっています。火災が発生した有毒な煙による一酸化炭素中毒や窒息で多くの人が亡くなっています。

「住宅用火災警報器(左上図)」は、火災の煙や熱を感じ知して早期に知らせてくれるもので、全ての住宅に設置が義務付けられています。



平成23年 消防概況まとめ



消防局は平成23年の消防概況をまとめました。その概要をお知らせします。

問合せは火災・救助については予防課(0798・32・7313)11、救急については救急課(0798・32・7319)へ。

消防隊の出動件数

消防隊の出動件数は998件(前年比38件増)でした。火災と火災以外の比率は、火災が144件(14%)、火災以外が854件(86%)でした。

前年と比べ、火災出動が13件減少し、火災以外の出動が51件増加しました。火災以外の出動で最も多いのは、自動火災報知設備の鳴動調査等の「緊急確認」、続いて救急隊等の「支援活動」でした。

火災件数

火災件数は144件(前年比13件減)。「建物火災」は70件(18件減)で、「その他火災」が52件(10件増)でした。出火原因の1位は放火(疑いを含む)43件で、2年連続で出火原因の1位となっています。2位はたばこ22件、3位はこんろ21件でした。

火災による死者は3人で前年と同数、負傷者は20人で前年と比べ1人増加しています。

救助出動

救助出動件数は282件(前年比19件減)で、救助人員は169人(10人減)でした。事故種別ごとに見ると、1位が「建物事故」で全体の34%を占めています。

【主な事故種別の出動件数】建物事故：95件▽交通事故：59件

救急出動

救急出動件数は2万689件(前年比976件増)で、初めに2万件を超えました。搬送人員は1万8455人(911人増)でした。また、「西宮市ドクターカー制度」による出動件数は103件(24件増)でした。

【主な事故種別の出動件数】急病：1万2896件▽一般負傷：3196件▽交通事故：2026件

住まいに適した対策説明

住宅防災診断を実施

消防局では、住宅における安全性の向上を図るため、「住宅防災診断」を実施しています。消防職員が家庭を訪問し、玄関先での問診により災害の対応状況などをお聞きして、住まいに適した対策を説明します。ご協力をお願いします。

放火防止の



自衛意識を

市では、放火(疑いを含む)による火災が、20年以上連続して出火原因の1位となっています。

- 放火を減らすためには、住民自らが放火を防止する自衛意識を持ち、「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」まじづくりに取り組むことが大切です。
- 《放火予防対策》
 - 家の周りや外階段の下などに可燃物を放置しない
 - ごみ収集日の前夜にごみを出さない
 - 共同住宅などの共用部分を良好にしておく
 - 郵便受けに新聞やチラシなどをためたまにしない
 - 消火器などは使いやすい状態にしておく
 - 門灯、玄関灯の照明状況を良好にしておく

住宅防火いのちを守る 7つのポイント

- 《3つの習慣》
 - ①寝たばこは絶対しない▷②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する▷③ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す
- 《4つの対策》
 - ①逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する▷②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する▷③火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する▷④高齢者や身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

3月1日～5月31日 山火事予防運動 貴重な自然・緑を守るために

3月1日～5月31日に「山火事予防運動」を実施します。この期間は、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次のことに注意してください。

《注意事項》枯れ草などのある火災が起りやすい場所、また、風の強いときや空気の乾燥

消防テレホンサービス

3月7日まで…春の火災予防運動、3月8日～31日…山火事予防運動について▷病院情報…平日の午後5時(土曜は午前11時)～翌朝8時と日曜・祝日の24時間

債務整理

誰にも知られないうちに借金問題を整理したいなら

- ◎任意整理 消費者金融等から高金利で貸付を受けている場合、あなたの代理人として「利息制限法」に従って本来の残債務額を確定し、その支払い方法(月々の返済額、支払い回数)の和解交渉をいたします。
- ◎個人再生 資産等を処分せずに、3年程度の期間に支払い可能な一定の金額を返済すれば債務が免除される手続きです。
- ◎自己破産 資産も無く多重債務で支払いの目途も立たない場合は、裁判所での決定により債務の責任を免除されます。

「利息制限法」を超える利息は無効となり、消費者金融等への過払金(払いすぎ利息)は返還請求することができます。

◎最近、契約書を書き換えて、金利が18%以下になったとしても以前の取引が「利息制限法」を超えるのであれば可能です。

◎現在、全額返済して残高は0(ゼロ)になっている方も、完済後10年以内であれば返還請求は可能です。

司法書士 山村直子

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

あずさ司法書士法人

—神戸オフィス—

神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F

http://www.azusa-office.jp

TEL.078-958-6070

受付時間/AM10:00～PM7:00

債務整理費用(税込)	
着手金	無料
減額報酬	無料
過払金報酬	経済的利益の26.25%以下
定額報酬	1社 52,500円以下
その他訴訟費用等実費をいただきます。	

山村直子 司法書士

■兵庫県司法書士会 第1682号

■簡裁代理認定 2004年3月1日 第212355号

兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023

過払金請求、借金問題(任意整理・破産・再生)は何度でも相談無料!

◎法律相談、土日祝対応いたします。

夜間も午後10時まで相談承ります。

予約のお電話は平日午前9時～午後5時までにご利用します。

◎借入先が分かれば資料なしでも請求可能。

現在、借金を返し終わっていても、取引終了から10年以内なら、過払金の請求が可能です。

西宮法律事務所

兵庫県弁護士会所属、弁護士 芦原健・弁護士 楠元 亨

JR西宮駅南徒歩2分、国道2号線沿い

西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302

電話番号 0798-26-2726

http://www.nishinomiya-law.jp/